令和　6年　12月　2日

文教厚生常任委員会
　委員長　綾城　美佳　様

文教厚生常任委員　上田　啓二

# 文教厚生常任委員会行政視察報告書

下記の日程で行政視察を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

記

1. 視察期日及び視察先
   令和6年11月11日（月）
   　　愛媛県　今治市
   　　「オーガニック給食について」

   令和6年11月12日（火）
   　　山口県　周南市
   　　「終活情報登録制度について」

2. 視察参加名簿
   委員長　　綾城　美佳
   副委員長　　米弥　又由
   委員　　林　　哲也
   委員　　岩藤　睦子
   委員　　中平　裕二
   委員　　上田　啓二
   委員　　江原　健二
   委員　　ひさなが　信也
   　　以上8名

3. 視察報告・所感　別紙

(別紙)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 視察先 | 愛媛県　今治市 | | | |
| 視察日時 | 令和６年 11 月 11 日（月）　14：00～16：00 | | | |
| 視察項目 | オーガニック給食について | | | |
| 対応部署名 | 今治市学校給食課・村上課長補佐<br>今治市産業部農林水産課・渡辺課長補佐 | | | |
| 自治体概要 | 人口（令和６年９月30日） | 148,179 人 | | |
| | 世帯数 | 76,652 世帯 | | |
| | 面　積 | 419.21 ㎢ | | |
| | | | | |

視察内容

通常の流れであれば、自校方式⇒給食センターに変遷すると考えるが、今治市は逆で給食センター⇒自校方式を採用している。しかしながら、約半分は共同の調理場での献立となっており、合計で 13,000 食の給食が調理されている。

しかも学校給食の地産地消は完全に近づいており、米・麦・大豆等農産物は優先的に使用している。最近では地元水産物の使用も始まった。

最先端を行く立花地区では、地元産の野菜を生産者が順番に３か所の調理場に届ける。しかしながら、地元産有機野菜の調達割合は３５％に留まっている。その理由はこの地方で栽培できない野菜があることと旬の時期以外に恒常的な供給が困難なためである。

地元産の米に関しては、特別栽培米（農薬・化学肥料其々５０％以上削減）の使用がなされており、有機 JAS の認証を得た米や野菜を使用した給食を出す珍しい地区でもある。

ちなみに、給食の無償化は実施しておらず、今年春にオーガニック宣言をした。

所　　感

担当者の話を聞いていて、歴史というかこれまでかかった時間の多さに圧倒された感じを受けました。土俵がそこそこ出来上がってからのオーガニック宣言の流れに凄みが凝縮されており、長門市のこれからを思うと、まだまだ時間を要するのかな・・・と思ったと同時に、ならば良いとこどりの発想で最短距離を走るしかないな・・・と考える。

(別紙)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 視察先 | 山口県　周南市 | | | |
| 視察日時 | 令和６年 11 月 12 日（火）　13：30～14：30 | | | |
| 視察項目 | 終活情報登録制度について | | | |
| 対応部署名 | 福祉部　地域福祉課　もやいネットセンター所長　薄山　勝彦<br>福祉部　地域福祉課　もやいネットセンター　兼平　隆行 | | | |
| 自治体概要 | 人口（令和６年９月30日） | 135,074 人 | | |
| | 世帯数 | 67,949 世帯 | | |
| | 面　積 | 656.29 ㎢ | | |
| | | | | |

視察内容

**終活情報登録制度**

病気や事故などで意思表示ができなくなった時やお亡くなりになった時に、警察署・消防署・医療機関・福祉事務所やあらかじめ指定した方からの照会があった場合、事前に登録した情報を本人に代わって市が開示する制度です。

●対象者

周南市に住所を有する６５歳以上のひと

●申請できる人

本人、成年後見人、親族（本人の同意が必要）

●登録できる情報

１．緊急連絡先（情報開示指定者）
２．本籍
３．かかりつけ医、アレルギー等
４．リビング・ウィル（延命治療等の意思表示）を記した文書の保管場所
５．エンディングノートの保管場所
６．臓器提供の意思　＊
７．献体登録先
８．死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等
９．遺言書の保管場所　＊
１０．お墓の場所

＊６と９は対象者本人による申請の場合のみ登録可

●登録費用

無料

●登録方法

①「周南市終活情報登録申請書」を窓口又は郵送にて、地域福祉課もやいネットセンターへ提出してください。
②提出時に申請書の本人確認ができる書類の提示または写しの添付をお願いします。
③申請者が成年後見人や親族の場合は、代理権が確認できる書類も提示または写しの添付をお願いします。
④郵送による申請の場合や代理の方からの申請の場合は、申請内容等について電話確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

更新日：２０２４年７月３０日

| 所　　感 |
| --- |
| 　スタートしてまだ日が浅いこともあって、時流に乗り切れていない感がありました。しかしながら当事者や身内を含む関係者にとっては、とても重要な施策であろう。<br>　今後、後期高齢者がマックスを迎えることもあり、５年１０年先以降は大きな役割を果たすと思われる。とても有意義な制度だと思いました。 |